

令和 7 年度第 2 回大阪府環境影響評価審査会 議事録

令和 7 年 1 0 月 2 日

開会 午前 1 0 時 0 0 分

○佐藤課長補佐 皆様、おはようございます。それでは定刻になりましたので、ただ今から令和 7 年度第 2 回的大阪府環境影響評価審査会を開催いたします。

私は事務局の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

初めに、事務的なことを幾つか申し上げます。いつものようにマイク、カメラは、ご発言される時以外はオフにさせていただきまして、ご発言の際は、手を挙げるかボタンでお知らせください。音声聞こえないなどの不具合が生じたなどのご連絡は、なるべくチャット機能を使ってお願いいたします。

この会議は、大阪府の「会議の公開に関する指針」に従いまして公開での開催とし、傍聴席を設けています。また、大阪府のホームページにも本日配付しております会議資料を既に公表し、ご覧いただけるようにしております。

現在 10 名の委員にご出席をいただいております。審査会規則第 5 条第 2 項の規定によりまして、本会議は定足数を満たしております。なお、石田委員、花嶋委員におかれましては、少し遅れてのご出席の予定となっております。岡崎委員、惣田委員、吉田長裕委員におきましては、所用のため本日ご欠席でございます。

会議資料は、委員の皆様事前にメールでお送りしておりますけれども、説明の際は、画面にも表示するようにいたします。議事次第に資料一覧を記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

それでは開会に当たりまして、大阪府環境管理室長の谷垣から御挨拶申し上げます。

○谷垣環境管理室長 おはようございます。環境管理室長の谷垣でございます。開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から本府環境行政の推進にご協力を賜り誠にあ

りがとうございます。また、本日は大変お忙しい中、朝早くからご出席をいただき御礼申し上げます。

さて、本日審議いただく議題につきましては、「（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業環境影響評価方法書」についてでございます。本日は、事業者から9月5日に提出がありました方法書の内容について説明をいただき、質疑応答を予定しております。委員の皆様におかれましては、本審議会での検討結果の取りまとめで8月の審査会に意見照会をさせていただきました南港発電所更新計画に関わる準備書の審議と併せて多くの時間をいただくことになりますけれども、何とぞよろしくお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○佐藤課長補佐 それでは以降の進行につきまして、近藤会長、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 はい。近藤でございます。それでは、お手元の議事次第に従いまして進めていきたいと思っております。

まず議題の1つ目、「（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業環境影響評価方法書」についての審議に入りたいと思っております。本件は、これから審議を行う案件でございますので、まず、本審査会への意見照会を受けたいと思っております。

○谷垣室長 大阪府環境影響評価審査会、会長近藤明さま。環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見について（照会）。（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業環境影響評価方法書について、大阪府環境影響評価条例第8条の規定により、環境の保全の見地からの専門的な事項に係る意見を求めます。

（谷垣室長から近藤会長へ照会文書を手交）

○近藤会長 ただ今、確かに受け取りいたしました。

それでは初めに、事業者から方法書の内容について説明を受けたいと思っておりますので、

事業者さん、よろしくお願いいたします。

○事業者 はい。大栄環境の前田と申します。このたび大阪府環境影響評価審査会で審議されます本方法書でございますけれども、忠岡エコサービス株式会社が事業者として提出しているものでございます。方法書の作成におきましては、大栄環境が主として携わっている関係で、今回は、私より説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。パワーポイントの資料は見えておりますでしょうか。よろしいでしょうか。今回の説明の内容ですけれども、方法書の第4章の地域の概況については、記載はしておりません。説明も割愛をさせていただきます。ご了承ください。

それでは、説明をさせていただきます。資料の3ページをご覧ください。事業者についてでございます。事業者の氏名、所在地、構成企業を記載しております。忠岡エコサービス株式会社ですけれども、今回の事業を行うために、記載の3つの会社の構成による特別目的会社として設立をしております。その中で大栄環境が90%の出資比率でございます。忠岡エコサービス株式会社につきましては、大栄環境の子会社の位置付けでございます。

それでは、4ページをご覧ください。事業の目的でございます。本事業は、令和5年2月8日に忠岡町様と大栄環境、それから三菱重工環境・化学エンジニアリング、それから有限会社松和メンテナンスの3者から構成される事業グループとの間で締結をしました「（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定」に基づきまして、エネルギー回収施設およびリサイクル施設を整備・運営するものでございます。

本事業におきましては、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を適正に処理しまして、エネルギー回収施設におきまして廃棄物の焼却による熱エネルギーを回収し、発電する計画でございます。

本ページ以降、本資料に記載されている、この概要に記載されている内容が方法書のどのページに当たるかというのを、この資料の右上に赤字で書かせてもらっておりますので、参考にいただければと思います。

それでは、5 ページをご覧ください。この事業は、公民連携協定に基づき行うということで、公民連携事業に、こういう事業に至った経緯を書かせてもらっております。

これまで忠岡町域から発生する一般廃棄物につきましては、忠岡町新浜 2 丁目に設置されておりましたクリーンセンターで処理をされておりました。ただ、旧クリーンセンターと呼ばせていただきますけれども、クリーンセンターが昭和 61 年に稼働したもので、老朽化に伴いまして維持管理コストが増大をしているという状況でございました。

旧クリーンセンターの運転管理契約が令和 6 年 3 月で終了予定ということで、以降のごみ処理の手法について、忠岡町様が令和 3 年度から検討を開始し、その中でごみ処理の課題を把握され、事業手法の実現性とか効果等の観点からいろいろと比較検討を進められた結果、公民連携によるごみ処理手法を優先事業方式として選定されてございます。

本事業方式につきましては、忠岡町の議会への説明、それから住民への説明が行われた上で、プロポーザル方式による事業者選定を経まして、令和 5 年 1 月の忠岡町議会臨時会におきまして公民連携協定を締結するというについて可決され、公民連携協定を締結したというものでございます。

6 ページをご覧ください。ここから事業の概要になります。

まず、事業の実施場所でございます。旧クリーンセンターが設置されています忠岡町新浜 2 丁目、ここの場所になります。地図上で言いますと、赤の四角で色付けされている場所になります。当場所は臨海部に位置しておりまして、住居等の環境上保全を要する物件が立地する旧海岸線、緑の点線で記してあるところですが、この旧海岸線までは、900 メートル以上あるというところでございます。

7 ページをご覧ください。本事業における廃棄物処理・エネルギー回収の流れをお示ししております。フロー図の上部がエネルギー回収の工程で、下が破碎選別、リサイクルの工程を記載しております。

エネルギー回収におきましては、まず、リサイクルにどうしても回すことができない可燃物を焼却させてもらいます。それから、焼却処理後の残渣（ざんさ）物、焼却灰等は埋め立て処分を行う。それから、焼却廃棄物の処理に伴い生じる熱エネルギーをもとに発電を行います。発電した電気を場内で使用するほか、余剰電力が生まれますので、その余剰電力は、地元の地域で有効利用しようと検討しております。

破碎選別、リサイクル施設におきましては、リサイクル可能なものは、当然リサイクルに回すというところで、それ以外の可燃系・不燃系の廃棄物につきましては、それぞれを破碎し選別した後、可燃物は焼却処理、それから不燃物は埋め立て処分を行う計画でございます。

8 ページをご覧ください。施設の配置計画でございます。右上にリサイクル施設、左下にエネルギー回収施設を配置するという計画でございます。

9 ページをご覧ください。事業の概要としまして、エネルギー回収施設とリサイクル施設、それぞれの形式、施設の規模、稼働計画、それからエネルギー回収設備については、排ガスの計画諸元を表に示しております。

エネルギー回収施設の炉形式ですけれども、ストーカ炉でございます。リサイクル施設につきましては、2 軸の破碎式でございます。処理計画量ですけれども、エネルギー回収施設が 1 日 200 トン、それから、リサイクル施設が 1 日 50 トンという計画でございます。稼働日数は、双方とも 300 日を計画しております。エネルギー回収施設の排気筒の出口温度が約 170℃で、排気筒の高さにつきましては、50 メートルを計画しております。

10 ページ、エネルギー回収施設の処理フローでございます。11 ページが排ガス処理のフローを示しております。これは、どちらもメーカーから提供された資料でござ

います。

12 ページがリサイクル施設の処理フローになってございます。

それでは、13 ページをご覧ください。扱う廃棄物の種類をお示ししております。エネルギー回収施設は、一般廃棄物、可燃ごみと産業廃棄物が 13 種類でございます。リサイクル施設につきましては、一般廃棄物、粗大ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、それから、産業廃棄物は 8 種類ということでございます。その下の※は、廃棄物に関する限定条件を記載しております。

14 ページをご覧ください。ここは給水計画、それから排水計画、廃棄物運搬車両の運行計画、工事計画を簡単にお示ししております。排水計画に関しまして、プラントから出てくる排水ですけれども、全量を炉内へ噴霧いたします。外部に排出をしないクローズドシステムを採用する計画としております。それから、工事計画の工事期間ですけれども、解体工事から新しい施設の建設工事完了まで約 3 年程度を想定しております。

15 ページをご覧ください。運行計画の詳細になります。上の段、下の段とも 1 日の往復台数を示しております。上段ですけれども、施設の供用に伴い運行する車両の台数でございます。下段ですけれども、これは走行ルート別の台数になります。今の想定でございますけれども、大型車は阪神高速湾岸線を走行する。それから小型車は、大阪臨海線を走行するという想定としております。この小型車の中には、通勤車両も含まれております。下段の表に関しましては、一般廃棄物の運搬車両の台数は、記載はしておりません。ご注意ください。

それでは、16 ページをご覧ください。これは、地図上に産業廃棄物のまず運搬に係る走行ルート別の往復の台数をお示しさせてもらっております。凡例でいきますと、実線が阪神高速を使うルートで、点線が大阪臨海線を使うルートで想定しております。見えにくいかもしれませんが、そのルートのところの四角の中に台数を、搬入搬出なので、北部を通る車両と南部を通る車両について、それぞれ台数を記載させ

ていただいております。それから、一般廃棄物の運搬につきましては、この地図の中の右下部分になりますけれども、忠岡町内の街路を通るところになります。

17 ページをご覧ください。現時点で想定している工事計画をお示ししております。上の表が旧クリーンセンターの解体工事の工程でございます。下がエネルギー回収施設の建設工事の工程でございます。解体工事が 10 カ月目、建設工事が 9 カ月目を最大の工事稼働時期として想定をしております。

18 ページをご覧ください。ここは、エネルギー回収施設の供用時と工事实施の際の主な環境保全対策を記載しております。大気質に関しまして、施設の供用時ですけれども、ばいじんを捕集するためのバグフィルターの使用、それから硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物は薬剤噴霧、それからダイオキシン類に関しましては、排ガスを急冷し、活性炭による除去を行うというところでございます。工事の実施の際でございますけれども、大気質、排ガス対策型の建設機械の使用、それから、工事の期間が集中しないような工事工程の分散化・平準化というのを図る計画でございます。それからタイヤの洗浄、カバー使用による粉じんの飛散防止に努めるというところでございます。

騒音・振動に関しまして、施設供用時ですけれども、機器の室内設置、それから防振対策の実施、工事の実施の際は、低騒音・低振動型の建設機械の使用、それから工事工程の分散化・平準化、防音シートの設置も行うというところでございます。

悪臭につきましては、施設の供用時ですけれども、廃棄物を保管する廃棄物ピットがございますけれども、廃棄物ピットとかストックヤードを建屋内に設置いたします。当然、臭気が出ますので、その臭気の漏えいを防止するために、まず建屋内に設置をするということでございます。それから、ピット内の臭気ですけれども、ストーカ炉の燃焼用の空気として押し込み、送風機によってストーカ炉の中に吸い込みをさせると、ピット内は、常時、負圧に保っておいて、臭気の外部への漏えいを防ぐと。炉内に吹き込んだ臭気については、炉内で熱分解するというところでございます。

発生する廃棄物につきましては、当然、適正な処分と、それから飛散防止対策、それから工事の実施の際は、適正な分別、再利用、それから再資源化に努める計画としております。

それでは、19 ページをご覧ください。ここから環境影響評価項目について記載しております。大阪府の「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」に示されました予測・評価の対象となる項目のうち、環境影響が懸念され、環境影響評価の中で予測・評価を行う必要があると考えられる項目について抽出をしております。この項目につきましては、19 ページから 21 ページにかけて、一覧表にしてお示しをしております。大気質は、環境基準の設定項目とその他の項目がございますけれども、その項目におきまして該当すると考えられるという環境影響要因のところに丸印を付けております。騒音・振動につきましても同様でございます。

20 ページは、低周波音、それから悪臭、それから土壤汚染のところに丸印を付けてございます。

21 ページが、人と自然との触れ合いの活動の場、それから都市景観、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物、発生土でございます。地球環境につきましては温室効果ガス、気候変動適応に関しましては、高潮・高波、それから地震、津波が該当するのではないかという選定をしております。

この選定する理由、選定しない理由につきまして、この資料では、記載はしていませんけれども、方法書の 167 ページから 169 ページに選定する・しないの理由について記載しておりますので、そちらでご確認いただければと思います。

それでは、22 ページをご覧ください。ここから調査・予測・評価の手法について記載をしております。事業計画地周辺の環境の現況の把握、それから予測に必要な資料を得るために、先ほど抽出した環境影響評価の項目を対象として既存資料の調査、それから現地調査を実施するところでございます。

調査の内容につきまして、22 ページから 24 ページにかけて一覧表で示しております。

す。それぞれの調査項目について、調査地域と、それから調査時期、それから頻度等について記載をしております。

25 ページを見ていただけますでしょうか。これは現地調査の位置を示しております。地図上にどの部分で調査をするかというところをプロットさせていただいております。まず 25 ページ、こちらは、大気と気象と自動車交通量の調査についてお示しをしております。事業計画地、当初説明しておりますけれども、これは、地図上では真ん中の赤の四角です。ちょっと緑の四角と重なっておりますけれども、そこが事業計画地でございます。小さくて見えにくいかもしれないですけれども、申し訳ございません。事業計画地の周辺の道路に赤線と青線を引いております。赤線が大型車の搬入出ルートで、青線が小型車の搬入出ルートでございます。

あと、凡例のとおりですけれども、大気環境につきましては、緑の丸のところ 3 カ所、5 項目を調査します。その中で、5 項目のうちダイオキシン類と塩化水素、水銀につきましては、白丸のところも調査をするということでございます。

気象に関しましては、緑の四角と白の四角がでございます。緑の四角、事業地のところですが、そこは地上気象の調査を行います。それから、上層気象は白の四角のところ、これは内陸部にありますけれども、その 2 カ所で調査をするということでございます。

自動車の交通量につきましては、青ルートの 2 カ所、赤二重線で示しているところで調査をするということでございます。

調査頻度につきましては、先ほどお示ししました一覧表でご確認いただければと思います。

26 ページをご覧ください。騒音・振動・低周波音の調査についてお示しをしております。これは事業計画地、真ん中ちょっと左ぐらいの部分の敷地境界に白の丸を打ってある 2 カ所で調査をします。道路騒音と振動につきましては、緑の丸のところで調査をいたします。

それから 27 ページ、悪臭につきまして、これも事業計画地の敷地境界の 2 カ所で調査をいたします。それ以外に、この地図上にはないですけれども、一覧表には示しておりまして、類似施設 2 カ所、そこでも調査を実施するというところでございます。

それでは、28 ページをご覧ください。人と自然との触れ合いの活動の場、それから景観の調査についてお示しをしております。事業計画地の周辺 3 キロ以内、大きな円が描かれていると思いますけれども、これは 3 キロの範囲になりますけれども、その半径 3 キロ以内の黒のひし形のところで 10 地点、景観の調査、それから白の丸のところ 3 カ所で、人と自然との触れ合いの活動の場の調査を実施いたします。

それでは、29 ページをご覧ください。ここから予測の手法でございます。施設の供用時、それから工事の実施時、その 2 つの時期で大気質、騒音、振動、悪臭などの項目ごとに予測方法、予測地域をお示ししております。予測方法に関しましては、過去されてきました数々のアセスメントの予測で使用されている標準的な方法で行うというところでございます。それからこの予測の方法、予測の地域につきましては、29 ページから 31 ページまでにかけて一覧表でお示しをしております。一つ一つ説明すると長くなるので、一覧表でご確認いただければと思います。

それから、この概要書には、記載はしていませんけれども、環境影響評価を実施する地域について申し上げますと、事業地から排ガスによる大気質の影響が想定される地域を十分に包含する範囲を設定しております。この資料にはないですけれども、方法書の 31 ページをご覧ください。先ほど申し上げました排ガスによる大気質の影響が想定される地域を十分に包含する範囲として、具体的には、事業計画地から半径約 3 キロの範囲に該当します忠岡町、泉大津市、岸和田市としております。地図上に示しているこの範囲が、大気質の影響として想定される地域を包含できる範囲と考えてございます。この範囲について、環境影響評価を実施するというところで計画をしております。

それでは、すみません、資料に戻っていただきまして、32 ページ、ここは、評価の

指針というところで、本事業の実施に伴いまして環境影響の予測を行いますけれども、その予測結果につきまして、生活環境、自然環境の保全等の見地から客観的に評価するために示しております評価の指針を基に環境保全目標を設定するということがございます。

指針の内容でございますけれども、これも 32 ページから 33 ページにかけて項目ごとに書かせてもらっておりますけれども、全体的に申しますと、環境への影響を最小限にとどめるように環境保全について配慮されていること、それから、環境基準や関係自治体で定めます環境に関する計画または方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと、それから、規制基準のある項目については規制基準に適用すること、これを指針の内容でお示しさせていただきます。

以上で、方法書の概要について私からの説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

○近藤会長 どうもありがとうございました。そうしましたら、ただ今のご説明につきまして、ご質問やご意見がある委員の方は、ご発言をよろしくお願いいたします。ウェブからご参加の委員の皆様方は、挙手ボタンを押してお知らせください。よろしくお願いいたします。あるいは、もう直接マイクをオンにしてお話ししていただいても結構です。どなたかいらっしゃいませんか。

○近藤会長 渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺委員 渡辺です。まず、委員の皆様にもご理解いただきたいため発言をしますが、この件は、一般廃棄物、都市ごみの焼却施設を維持することは、今後、自治体で維持することは、だんだん不可能になってくるんです。費用的にも、それから規模的にも不可能になってくる。それを、合理的な産業廃棄物の焼却施設のノウハウを生かして、都市ごみ、生活ごみ、一般廃棄物の焼却も一緒にやっしまおうという、全国的にもこれから広がっていくと思われるものの事例ですので、大変興味深く拝見しております。今後の手本になるような施設であってほしいと願っておりますので、そ

のような見地から質問および意見を申し上げたいと思います。

まず、このごみの割合というのは、今の見通しってお話しされましたかね。それと、あと、焼却施設の主に排ガスが気になる場所ですけれども、これは、一般廃棄物焼却としての規制がかけられると見るのが正しいのでしょうか。まず、この２点について教えてください。

○事業者 はい。まず割合の話ですけれども、産業廃棄物、一般廃棄物の量の割合ということでよろしいでしょうか。

○渡辺委員 そうです。

○事業者 現時点で考えております割合ですけれども、現在、忠岡町域から出てくる一般廃棄物が１日約 15 トンから 20 トンぐらいありますので、例えば 20 トンを忠岡町様の一般廃棄物で受けるとしたら、残り 180 トンを産業廃棄物で受けるという、その割合になるかと思います。

○渡辺委員 現在、この場所は、産業廃棄物処理施設として使われているところですか。

○事業者 この場所は、産業廃棄物の処理施設としては使っておりません。一般廃棄物のみでございます。

○渡辺委員 現在は一廃の焼却施設として使っているところに、産廃の施設を造っているという。

○事業者 正しく申しますと、現在、一般廃棄物を焼却していたクリーンセンターは、既に休止というか処理は行っておりませんで、中継施設を造りまして、そこに一般廃棄物を集めて別のところで処理をしております。この当該地に産業廃棄物の処理施設は全くなくて、今回そのクリーンセンターを解体した後に、そこに産業廃棄物と一般廃棄物の両方処理できる施設を造るというところでございます。

○渡辺委員 では、現在の土地というのは、過去 30 年間ぐらい一般廃棄物処理場として焼却炉があったところですね。

○事業者 そういうことです。

○渡辺委員 それは、規模が日量 20 トンぐらいだったものが、今度は産廃も受け入れるので、規模を 200 トンに拡張すると。ですから、ほとんどが産廃の施設になるということですか。

○事業者 そうですね。稼働というか創業当時は、そういうふうになるかとは思いますが。

○渡辺委員 創業当時はそうなる。

○事業者 将来、他の自治体からの一般廃棄物も、受ける可能性もあるかとは思いますが。

○渡辺委員 多分そうなります。

○事業者 はい。我々は、そこは、受け入れることに関して特に駄目とは思っていないので、忠岡町様との協議はありますけれども、そこは、一般廃棄物の割合が増える可能性もあるというところでございます。それから規制基準の話ですけれども、当然、一般廃棄物の規制基準、それから産廃の規制基準、どちらも当てはまるので、その法律に沿った基準で行います。

○渡辺委員 そうですね。基準ですから、水銀の 30 だけが妙に厳しくて、あとは、一廃の施設の排ガスの基準というのは、法令上は、比較的、昔の基準ですので、あとは、住民意見によって厳しくしたというのがほとんどな場合ですけれども、今回、水銀については、30 をクリアするということは、結構難しいなと僕は見ているんですけども、何かお考えはありますか。今の私の発言、声はそちらに届きましたでしょうか。

○事業者 はい。届いてございます。すみません。技術的な話になりますので、メーカーさんからお答えを聞かないと、ごめんなさい。

○渡辺委員 今はそちらに同席されているんですか。

○事業者 いや、メーカーのほうは、同席はしておりませんので、今、諸元でお示

ししております水銀の数値ですけれども、ここに記載している以上、ここは、守れるとは思っていますけれども、こういった形でというのは、すみません、メーカーからまた詳しく聞いてご回答させていただきたい。

○渡辺委員 法令は間違いなく遵守するということですね。ひとまずここで私は手を下ろします。近藤先生、ありがとうございました。

○近藤会長 はい。では、他、何かございませんでしょうか。じゃあ今の話に関連して、今の話は、要は、可燃ごみの受け入れの話でしたよね。そうすると、その可燃ごみ以外は、どれぐらいを想定されているんですか。

○事業者 焼却施設は基本的に可燃ごみを受け入れますので、100%を超える。

○近藤会長 だからリサイクル施設のほうです。

○事業者 リサイクル施設に関しましては、どれぐらいの割合になるかというのは、今の時点では想定ができておりません。扱う廃棄物につきましては、一般廃棄物は粗大、資源ごみ、不燃ごみで、産業廃棄物が8種類をお示ししておるんですけれども。

○近藤会長 いや、9ページの事業概要を見ますと、平均処理が1日50トンで、ただ、最大処理能力は、かなり大きいですね。要は、これは、どういうお考えでかなり大きめに計画されているんでしょうか。

○事業者 産業廃棄物でいいますと、建設系の混合廃棄物というのを扱うことが多いのかなと想定をしておりますて、その中にこの種類、8種類お示しをしておりますけれども、その中で、単体として扱った場合に一番処理能力が大きくなるものを想定して、例えば、がれき類でこれは想定しているんですけれども、単品で処理した場合に最大の能力がどうなりますかというところで、この破碎施設でいきますと、784.8トンと、最大能力は、そう書かせてはもらっておりますけれども、まず、単品でがれき類をずっと処理するということにはならないと考えております。平均処理としては、1日50トンぐらいのものを想定しているというところでございます。すみません。その説明でよろしいでしょうか。

○近藤会長 いや、将来増えると考えてこういう計画をされているという話じゃないんですね。

○事業者 現時点でここまで、例えば 780 トン扱うとは、考えてはございません。

○近藤会長 分かりました。では、他はどうでしょうか。ウェブの委員の皆様方、何かございませんでしょうか。誰かいらないですか。大丈夫ですか。じゃあ私からもう一つだけ、大気の予測に硫黄酸化物が入っていますよね。これは、どういったものから硫黄酸化物が排出されると想定されてこういった基準、この物質を考えられているのか、教えていただけないでしょうか。

○事業者 お答えしますと、廃棄物の中の排出諸元というのは、はっきりしたいところなんですけれども、メーカーの保証値として、今、硫黄酸化物 114ppm は保証しますよというお答えをいただいておりますので、それを基に予測をしようというところを考えております。

○近藤会長 多分、硫黄酸化物というのは、石油製品等に含まれている硫黄が主だと思うんです。最近そういうのがなかなか少なくなっていると思っているんですが、そういうのが特段多いということで設定されているわけではないという認識でよろしいですか。

○事業者 そうです。今、諸元として書かせてもらっている値は、大気の規制基準を書かせてもらっておりまして、これは、いっぱいいっぱい稼働させるというのは考えていなくて、今後、もうちょっと見直しまして、さらに低く設定できるような形で考えていきたいなと思っているので、硫黄酸化物 114ppm ですか、これいっぱいいっぱいとは全く考えてございません。

○近藤会長 質問の意図とちょっと違うと思う。部会のほうがありますので、そこでまたお聞きしたいと思います。

○事業者 大変失礼しました。

○近藤会長 他どうでしょうか。何かございませんでしょうか。

○近藤会長 渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員 細かい話はともかく、大栄環境さんは、既に幾つも大きな施設を造っておられまして、この環境影響評価方法書の冊子では、和泉エネルギープラザと同等の施設を計画しているということで、既に実績のある技術であるということで理解しております。この和泉エネルギープラザ、これはいつぐらいに造られて、今、規模はやはり 200 トンなんですか。実はよく知らなくて、教えてください。

○事業者 はい。お答えさせていただきます。和泉エネルギープラザにつきましては、今年、廃棄物処理法の許可を取ったところでございますので、現在、まだ稼働はしていなくて、これから建設をしていく予定としておりまして、稼働開始予定につきましては 2030 年度になりますので、これから 5 年ぐらい先に稼働を開始する予定としております。

○渡辺委員 ということは、既に動いているもので、いくつも三菱重工のもので既に造られていますよね。

○事業者 はい。

○渡辺委員 手本になる下書きといいますか、こんな形のものというのは、既にあるものでいうと、どれに近いですか。私、近江八幡は、ストーカかどうかは知らないけれども、どうなのでしょう。

○事業者 近江八幡もストーカ炉になりまして、こちらも同じ三菱製になります。我々大栄環境の中で、直近で言いますと、今から 2 年前になります、兵庫県の三木市に大栄環境の三木リサイクルセンターがあるんですけれども、そちらでストーカ炉の焼却施設を建設させていただきまして、もう今現在 2 年目を迎えているところです。ただ、こちらは、処理能力は 440 トンになります。440 トンですけれども、220 トンの焼却炉を 2 炉構えておりますので、そのうちの 1 炉分を、今回、和泉と忠岡のほうで計画させていただいている形になります。ですので、今回のストーカ炉につきましては、もう既に兵庫県の三木市で、施設の能力は、倍にはなるんですけれども、実績が

ある施設になります。

○渡辺委員 兵庫県三木の施設は、以前、20年以上前に行ったことがあります、あの施設は何年ぐらい使えたんですか。というのは産廃って過酷なので、一廃のように30年も40年も使えないと見ているんですけども、今から心配する必要はないかもしれないけれども、一廃の世界と随分違う世界だってことはよく認識しているつもりですが、今回の見通しでは何年使えますか。

○事業者 ご覧いただいた兵庫県三木市には、焼却炉が2つございます。2年前に稼働を開始したストーカ炉と、おそらく以前ご覧いただいたのは、既設の焼却炉になると思いますけれども、こちらが平成9年に稼働したロータリーキルン・ストーカ炉ですけれども、そちらは今も現役で動いておりますので、もう28年を迎えておるところでございます。われわれ、今、グループの中で一番古い焼却炉が、兵庫県の西宮にある焼却炉です。こちらが平成5年に稼働した焼却炉になりますので、もう今年で32年、33年になるかなというところです。この西宮のほうもこれから建て替えを計画しておりますので、産廃焼却炉でいいますと、大体35年前後ぐらいは、施設としては稼働できるのかなという考えを持っております。

○渡辺委員 三菱は頑丈に造りますからね。分かりました。

○近藤会長 他はどうでしょうか。どなたかいらっしゃらないでしょうか。何でも結構ですが。じゃあ私のほうから、些細なことですが、廃棄物の運搬車両で小型車と大型車を使われるんですけども、最近の他の事例だと、小型車でEV車を導入しようというようなところもあると聞いているんですが、何かお考えがあれば教えていただけたらと思います。

○事業者 基本的には、低公害車をなるべく採用はしたいとは思っておるんですけども、EVに関しましては、まだそこまで技術が追いついていないというか。

(事業者の発言者がここで一時交代)

○事業者 お答えさせていただきます。先ほど前田から申させていただいたとおり、

低公害車への切り替えというのは、車両の切り替えのタイミングで順次更新は現状も行っております。ただ、E V車に関しましては、まだ十分に弊社のような収集・運搬を生業とする事業者向けの車両というのは、十分提供されていないという状況がまずございます。今後、技術革新によってももちろん市場に広まった段階では、そういう検討もなされるものかなとは思いますが、今のところE V車をこれぐらい導入しますということを積極的に打ち出すようなことは、検討はしていないものの、今後の動向によっては、検討に入っていくものかなと考えております。以上です。

○近藤会長 分かりました。他はどうでしょうか。何かございませんでしょうか。

○近藤会長 中谷委員、お願いします。

○中谷委員 中谷です。すみません。高潮・高波についてですけれども、この場所、3メートルから10メートルの最大浸水深が予測されると書かれていて、今回の議論の対象か分かんないですけれども、これは、化学物質の漏えい等に対して何かしら対策を打たれるということですか。その辺を教えてください。

○事業者 はい。浸水の危険性があるというのは、十分承知はしております。まず、電気系統は守らないといけないというところで、現時点の計画においては、キュービクルは、地上ではなくてなるべく2階以上、高いところに設置と考えております。それから、当然、1階部分が浸水するという可能性がありますので、建屋はシャッター等で閉めて、そういう危険が迫るというのが分かっている場合は、土嚢等を積んでなるべく浸水しないような形で考えております。それから、化学物質の漏えいというところで、薬剤を処理の過程で使いますけれども、薬剤はタンクの中に入れてまして、防液堤で囲んで、まず漏えいは防ぎたいなと思っていますけれども、それ以上の想定外の浸水とか高波が来た場合は、今後、検討かなと考えております。以上です。

○中谷委員 ありがとうございます。もちろん想定外は難しいと思いますけれども、今、一応想定内として最大10メートルというのがあって、これはどこまで対策すべきなのかも、私は判断がつきませんけれども、10メートルの水が来た時に、今おっし

やった対策でいけるのかどうかというのは、すごく疑問に感じていますが、どうなん
でしょうか。

○事業者 ごめんなさい。今の時点でどうしますという即答ができないので、今後、
それに関しましても、いろいろと検討していきたいなと思います。すみません。今の
段階ではこの答えでございます。

○中谷委員 ありがとうございます。以上です。

○近藤会長 では、他はどうでしょうか。大体、出尽くしたようでしょうか。

○近藤会長 島村委員、お願いします。

○島村委員 この事業全体の必要性和社会的意義は理解できたんですけども、他
方、一般廃棄物の処理よりも産廃の処理に重点を置いた施設をできるということにつ
いて、周辺住民の方々から何かご懸念のようなものが御社に届いているかどうかとい
う点と、それから、私は神戸市に住んでいるのですが、神戸市だと、一定規模の産業
施設は市との間で公害防止協定を、環境保全協定と名前は変わりましたが、結んでい
ます。こちらの施設については、自治体との関係で協定みたいなものを予定されてい
るかという点を教えていただければと思います。アセスの方法書の審議とは少しそれ
るかもしれませんが、お願いいたします。

○事業者 はい。お答えさせていただきます。まず地元の住民さまからの反対意見
は、産廃施設だということなんでですけども、ごめんなさい、直接、住民の方か
ら反対だというようなお声は、私自身は聞いたことがありません。当然、反対されて
いるような意見もあるかと思いますが、忠岡町域の中で反対ですというビラが貼って
あったりとかというのは、見たことはございます。ただ、直接声というのは、私は、
お聞きはしてございません。

それから、これまでのコミュニケーションですけども、事業者自身から何かそう
いう説明会とかそういったことは、まだ行ってはおりませんで、今回の事業地の場所
が木材団地になりますけれども、この木材団地のコンビナート協会のほうには、事前

にはお話をさせてもらっております。今後、アセスメントの手続きを行っていく中で、当然説明会がございますので、その中でコミュニケーションを図っていききたいなと思っています。

それから、忠岡町様が直接住民の方と説明会というのを10回ほどされているのは、お聞きはしております。それから、保全協定の話ですけれども、現時点で忠岡町様とそういう協定を結ぶという話は出ておりませんが、ここも今後の検討になるのかなと考えております。以上でございます。

○島村委員 ありがとうございました。

○近藤会長 渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員 私も島村健先生と同じ趣旨の質問を考えておりましたが、回答いただきたいのは、大栄環境さんではなく忠岡町であって、実は、今回の件については興味を持って見ておりますので、これはどのような検討がされてきたかということで、検討委員会の委員長は議会の議員さんですよ。ですので、町議会の方々が中心になって進めていらっしゃるの、町のことを考えてのことだと思いますので、施設を建設する業者さんに押し付けるのではなくて、もう既に説明会をされているということも、初めて大栄環境さんからお伺いしたんですけれども、そういったことというのは、環境アセスメントの中に住民とのコミュニケーションも大変大事だと思いますので、官の側からの発信をもう少し期待したいと思います。これはコメントに近いです。大栄環境さんからお答えいただく必要はありません。以上です。

○近藤会長 花嶋委員、お願いします。

○花嶋委員 方法書の27ページに廃棄物対策ということで、供用時に発生する焼却灰およびばいじんは、大栄環境グループの施設において処理をすると書いてあるんですけれども、フェニックスじゃなく大栄環境の最終処分場に持っていくほうを選んだ理由というのは何なのか、金額なのかとか、教えていただけますか。

○事業者 はい。お答えさせていただきます。方法書のほうには、いったん我々大

栄環境グループの中でも最終処分場を保有しておりますので、グループ内で処理をさせていただくと記載はさせていただきましたけれども、フェニックスというご意見もございましたので、そちらに出すかどうかというところも含めて、今後、忠岡町さんと調整をさせていただきながら、そちらにもというお話もあれば、検討はさせていただきたいと考えております。

○花嶋委員 ありがとうございます。決まっているわけではないんですね。

○事業者 はい。今現時点で確実にフェニックスに出しますと決まっているわけではないです。我々大栄環境グループで、今、検討はしておりますけれども、これから忠岡町さんを含めて、フェニックスに出すかどうかというところも含めて検討はさせていただきたいと思います。

○花嶋委員 ありがとうございました。

○事業者 花嶋先生、ちょっと余談になるかもしれないんですけども、フェニックスは、一般廃棄物と産業廃棄物の混合された灰というのは、基本的には受けられないということを聞いておりまして、今回の処理施設は一廃と産廃の混焼になるので、灰も混合された灰であるという認識であります。当然、トラックで一廃と産業、案分するんですけども、分けて一廃だけをとか産廃だけをフェニックスにということであれば、おそらく受けられる可能性はあると思うんですが、どちらも入っている灰ですよということになると、受けられないのかなって。その辺の話もフェニックスさんとは、させてはもらっているんですが、そこの整理は、必要なのかなとは思っております。以上です。

○花嶋委員 ありがとうございました。

○近藤会長 他、どうでしょうか。大体、出尽くしたでしょうか。

○和田委員 先ほど高潮関係の質疑がありましたけれども、津波の時が気になるんですが、津波というか地震時です。津波は、さっきと同じ話になると思うんですけども、かなり液状化のリスクが高そうですけれども、これ関係の対応はどうなってい

るのかと、液状化の問題を考えるのであれば、何かしら地盤関係の評価は要らないのかが気になったんですけれども、その辺をお願いします。

○事業者 お答えさせていただきます。もちろん湾岸地域に属しますし、埋め立て地であることは、承知はしております。先行して取り組んでおります兵庫県の相生市でも同じような公民連携事業を行っておりまして、現在、同じような検証を行っております。対策に関しましては、建築設計の中で地盤改良であったり対策であったりというのを検討していくものでありますし、その建築設計に沿ってまとまったものを建築審査機関にご審査いただくという立て付けになっておりますので、その建築設計の中で検証を行っていきつつ、導き出したものを建築審査機関にご提出しまして審査いただくという流れになってくるものかなと考えております。

○和田委員 質問なんですけれども、液状化したら重いものは沈みますよね。この場合、沈むことによって有害物質が漏出するようなことはないという理解でいいですか。

○事業者 はい。その辺りは、今後、地質調査と、あと建築の耐震設計も含めて検討はしていくんですけれども、建物自体は杭を打ちます。基礎地盤まで十分もつように地質調査をしてから基礎を打ちますので、おそらく液状化しても建物自体は沈まないと思います。おそらく沈むのは、周りのアスファルト舗装したところとかは沈むかもしれないんですけれども、施設を造っているところは、沈むことはないと考えておりますので、そこから何か地震が起こって、周りが液状化になって、建物が傾いて、そこから有害物質が漏れるとかといったことは、想定はしておりません。

○近藤会長 どうでしょうか。他よろしいですかね。また部会等もございますので、そちらでもご質疑できるので、ここでぜひ何かお聞きしたい点がございましたら。よろしいですか。

○近藤会長 日置委員、お願いします。

○日置委員 すみません。液状化の話をされていたので、地盤の専門家としては、

一言言っておいたほうがいいのかと。お話を聞いていると、液状化のことは、建築基礎構造設計指針にのっとってされるので、その中で出てくるということですがけれども、そこをこの審査会の対象にするかどうかというところが問題になってくると思うので、こういったケースはどうなんですかね。審査会の対象となるんでしょうか。

ちょっと見せてもらっていいですか。後半に項目がありましたよね。環境影響、このスライドでいいと思うんですけども。ここの気候変動適応等のところに入ると思うんですけども、この中で関連するとしたら地震ですよ。地震の時に、津波は別途あるんですけども、ここに液状化という項目が入っていないんです。土砂災害というのは、また違うと思うので。だから、液状化に関する取り扱いをどこでやるのか。この気候変動適応等の中に入れるのかどうか。この審査会では取り扱わずに、また別途、当然、基礎構造物の設計指針にのっとってされるでしょうから、そちらでいいのかどうか。要は、液状化をこの項目の中に入れるのかどうかというところなんですけれども、その辺はどのようにお考えなのか。どなたに聞いていいのか分からないんですけれども、よろしくお願いします。

○近藤会長 これは事務局になるんですか。これは、多分、大規模災害のリスク管理ということでいろいろ検討されているのがあると思うんですけども、私個人としては、環境影響には馴染まないんじゃないかなと、もう少し大きな話になっているんじゃないかなと、そんな気は、個人的には思うんですけども、事務局は、見解としてはどうでしょう。

○佐藤課長補佐 一応、技術指針の中で数年前にこの気候変動対応等というのが追加されまして、今回、この項目とかに上がっているんですけども、液状化とかについてのそういう評価の実績というのは、今までないというところもありますので、今日ご意見もいただきましたので、その辺について、事務局でも整理して考えさせていただきたいと思います。

○日置委員 すみません。最後にコメントだけさせてください。日置です。

もし液状化を取り扱うのであれば、当然、湾岸地域はほとんど全部液状化の可能性があるわけですから、今後を含めて、過去にあったのか、なかったのかは分かんないんですけども、この気候変動適応等の中に津波があるわけですから。津波は、基本、地震がもとになって発生するものなので、同じような考えでいけば土砂災害も項目にあるわけですから、ここに液状化を入れられるかどうかをまた事務局でご検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○佐藤課長補佐 分かりました。そのようにさせていただきます。

○近藤会長 どうでしょう。他何かございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。大体じゃあ出尽くしたということにさせていただいて、これで質疑を終えたいと思います。それでは事業者の皆様、どうもありがとうございました。ご退出のほど、よろしくお願いいたします。

(事業者、退出)

○近藤会長 では次に、事務局から今後の手続き等についてご説明をよろしくお願いいたします。

○良田主査 はい。では、着席で説明させていただきます。資料3をご覧ください。今後の手続きの流れと本審査会のスケジュール案を記しております。本方法書に係る手続きの流れですけれども、縦覧を9月18日から10月17日まで1カ月間行っております。住民意見は、10月31日まで府および事業者において受け付けております。関係市町長の意見は、12月15日までに府に提出される予定です。知事意見の期限ですが、条例の規定により、住民意見に対する事業者見解の提出から90日以内となっていますので、2月上旬頃になると想定しております。

審査会のスケジュール案についてですけれども、本方法書の内容については、5つの専門調査部会の全ての分野に関係しておりますので、今後、11月頃に全ての部会を開催させていただき、1月中に次回の審査会を開催して検討結果を取りまとめたいただきたいと存じます。また、現地調査会については、10月下旬に開催させていただこ

うと考えております。以上、ご提案させていただきます。

○近藤会長 ありがとうございました。ただ今、事務局からスケジュールなど今後の審議の進め方についてご説明がございました。私としましては、全ての専門調査会の開催、現地調査会の開催について、ともに事務局の提案どおりでいいのではないかと考えますが、委員の皆様方はいかがでしょうか。特に異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○近藤会長 では、異議がないようですので、全ての専門調査部会および現地調査会を開催することにしたいと思います。

大阪府環境影響評価調査会運営要綱では、専門調査部会の委員を私が指名することになっておりますので、順次、指名させていただきたいと思います。まずは、大気・騒音部会については私と中田委員、吉田準史委員、吉田長裕委員、それから水質・廃棄物部会は惣田委員、中谷委員、花嶋委員、日置委員、渡辺委員、景観・文化財は岡委員、自然環境部会は石田委員、岡崎委員、和田委員で、事業計画部会は私と島村委員、中田委員、渡辺委員で形成したいと思います。

また、本件については、文化財の項目がないため魚島委員は指名しておりませんが、全体を通してご意見やお気付きの点等がございましたら、個別にご意見をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、開催日時等の調整については、事務局を通じて行いますので、皆様方、お忙しい中ですが、出席方よろしくお願いいたします。

では、議題２のその他について、事務局からご説明をお願いいたします。

○黒岩総括主査 はい。事務局でございます。８月に意見照会をさせていただきました、関西電力株式会社の南港発電所更新計画に係る準備書の手続きについて、現状をご説明させていただければと存じます。

一般の方からの意見の受け付けを、事業者が７月１８日から９月１日まで行いまし

て、事業者に対して1者から8件の意見の提出がございました。その後、9月12日に事業者から意見の概要および事業者の見解が大阪府に送付されたところです。

また、大阪府では、10月19日に公聴会を開催する予定で、9月24日から10月3日、明日まで、公述人の募集を行っているところです。なお、公述の申し出が明日までになかった場合は、公聴会は実施しないこととなっておりまして、今日現在、まだ公述の申し出はないという状況でございます。

なお、知事意見を申述する期限ですけれども、事業者見解が9月12日に提出されましたので、そこから120日ということで、来年1月9日になりますので、そちらを念頭にご審議をお願いできればと存じます。引き続きご審議にご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。事務局からは以上です。

○近藤会長 ありがとうございます。以上で予定していた議事は全て終わりますますが、委員の皆様方、何かございますでしょうか。特にないようですので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○佐藤課長補佐 それでは、近藤会長、委員の皆様におかれましては、長時間ご審議をいただきましてありがとうございます。今後、検討結果の取りまとめに向けて、お忙しい中、お時間をいただくこととなりますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これで閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前11時17分